令和７年度
【とちぎグリーン成長産業創出支援事業】

ＦＳ調査助成事業

募集案内

【募集期間】令和７(2025)年５月１日（木）～６月６日（金）

【採択予定件数】１件程度

【申請書の提出及びお問合せ先】

栃木県産業労働観光部産業政策課
次世代産業創造室
〒320-8501　宇都宮市塙田 1-1-20　栃木県本庁舎６階産業政策課内
TEL 028-623-3203　　FAX 028-623-3167
E-mail ： sangyoshinko@pref.tochigi.lg.jp
※応募を検討される方は、事前に御相談ください。

令和７年５月

栃木県産業労働観光部産業政策課

県内企業等が行う、カーボンニュートラル社会の実現に資する革新的な技術開発や新産業の創出が見込まれる技術開発について、事業化の検討段階から実用化開発まで切れ目なく一体的に支援するものです。

この助成事業は、栃木県が(公財)栃木県産業振興センターに交付するグリーン成長産業創出支援基金設置費補助金により創設したグリーン成長産業創出支援基金におけるインキュベーション研究助成事業、実用化開発助成事業と一体的に運営する事業です。

公募要領

1　対象者（申請者）

(1) 県内に事業所を有する中小企業

※中小企業とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第２条第１項に規定する中小企業者のことです（みなし大企業は除く）。

(2) 県内に事業所を有する中堅企業

※中堅企業とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第２条第 24 項に規定する中堅企業者のことです（みなし大企業は除く）。

(3) (1)記載の中小企業を実施主体とする複数の企業によって構成される連携体（ただし、県内に事業所を有する企業に限る。）

2　助成対象事業

県内企業等が行う、カーボンニュートラル社会の実現に資する革新的技術の実装や新産業の創出が見込まれる技術開発に係るＦＳ調査について、他の補助金等の助成対象事業となっていないものとします。

※ＦＳ調査とは、シーズの探索、アイデアの事業性検討や開発シナリオの策定等を行うための事前調査を行うことを指します。

3　助成限度額、助成率、採択予定件数、助成期間、留意事項

(1) ＦＳ調査助成事業

助成限度額	助成率	採択予定件数	助成期間
500 万円以内	中小企業・中堅企業等　：２／３以内 大企業　：１／２以内	１件程度	交付決定日から令和８年２月下旬頃まで

※留意事項

・事業の実施主体は、単体の場合は県内に事業所を有する中小企業・中堅企業等、連携体の場合は県内に事業所を有する中小企業となります。大企業単独での申請は受け付けておりません。

・研究実施の主たる場所は県内に限定します。
・連携体の参加事業者間において１００%株式を有している企業は対象外となります（個人名義で１００%所有している場合はこの限りではありません。）。
・採択された連携体の参加事業者が、交付決定前に助成対象外事業者であると発覚した場合は連携体の事業全体が採択取消、交付決定後に発覚した場合は中止若しくは廃止となります。
・交付決定後、連携体の一部事業者が助成事業を廃止する際、連携体全体の事業計画に大きな支障がない場合は、廃止する事業者が助成事業の廃止の承認を受けること、かつ、連携体の他の事業者が事業計画の変更の承認を受けることで、連携体の他の事業者の助成事業継続が可能です。ただし、実施主体企業が助成事業を廃止、１事業者を除いて残りの全ての事業者が助成事業を廃止するなど、明らかに事業計画が遂行できない場合は、助成事業全体が廃止となります。
・連携体内の各事業者の助成金額は個々に定められるため、採択後に連携体内で流用することはできません。
・親会社と１００%子会社が連携体として応募申請することはできません（１００%子会社でなければ代表者が同じであっても、子会社・グループ会社同士であっても連携体として応募申請が可能です。）

４　助成対象経費

・カーボンニュートラル社会の実現に資する事前調査に必要な経費です。
・助成対象経費は以下に掲げる費目とします。
・交付決定日より前に契約・支出された経費は助成の対象となりません。
・機械装置等で汎用性があり、目的外使用の可能性が高いものについては、助成の対象になりません。
（例：パソコン、プリンター 等）
・知的財産権の買取り費用は、助成の対象になりません。
・当該研究開発及びそれに要する機器等の自社製造に係る**消費税及び地方消費税、振込手数料、旅費・宿泊費は、助成の対象になりません。**
・助成金は、原則として調査終了後に実施する検査等を経てお支払いする**精算払い（後払い）**です。
・当該年度内のプロジェクト事業となりますので、年度内に実績報告を提出していただきます。

■対象となる経費の内容

区　分	内　容
委託費	市場・技術等の動向調査または共同研究に関する委託経費等に要する経費
コンサルタント費	技術・経営・商品等に係るコンサルティング等に要する経費
リース費	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
直接人件費	技術・製品開発等に直接従事する者の直接作業時間に対し支払われる経費 直接人件費＝直接作業時間×時間給額 直接作業時間は1,800時間を限度とし、直接作業時間が1,800時間を超える者は1,800時間とする。 時間給額は2,500円を限度とし、時間給額が2,500円を超える者は2,500円とする。

	「直接人件費」の時間給額は、下記の式により算出するものとする。ただし、給与形態が年俸制の場合は、年俸金額を年間所定労働時間で除した値とする。 時間給額＝（年間基本給＋年間諸手当）÷年間所定労働時間 ここで、諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費（事業者負担分とする。）、管理職手当（技能職に対する手当を含む。）及び賞与とし、時間外手当は除く。 （補助対象経費総額の 40%以内）
旅費	事業を行うために必要な国内出張等に要する経費
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費 （会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、調査報告書等の印刷製本等に要する経費
通信費	事業を行うために必要な郵便料、運送代、通信・電話料等に要する経費
その他の経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの（データの分析、解析、測定、文献購入、翻訳通訳等に要する経費等）

５　採択の基準等

以下の各号に掲げる採択基準の観点から、事業計画書に記載されている内容等を総合的に評価し、予算の範囲内で採択するものとします。

ア　カーボンニュートラル社会の実現に資する技術開発（システム構築等を含む。）のうち、シーズの探索、アイデアの事業性検討や開発シナリオの策定等を行うための事前調査を行うことにより、今後５年間程度での実用化を目指すものと認められること。

イ　研究内容が計画的であり、かつ、相当の実現性を有すると認められること。

ウ　研究の実施体制及び管理体制が十分であると認められること。

６　採否の決定等

・応募内容については、必要に応じて、ヒアリング・現地調査等を実施し、また、追加資料の提出等を求めることがあります。
・審査は、外部有識者等により構成される審査会での評価を踏まえ、(公財)栃木県産業振興センターにて厳正に審査し、事業計画の採否を決定します。
・申請者は審査会に出席し、事業計画のプレゼンテーションを行っていただきます。
・審査会の開催は、７月上旬頃を予定しています。
・採否の決定は、７月中旬～下旬頃を予定しています。
・結果の理由に関するお問合せには、応じかねますので御了承下さい。
・採択案件につきましては、企業名・テーマ等を公表する場合があります。
・採択となった方から、助成事業交付申請書を提出いただきます。交付決定にあたり、他の助成事業に採択されていないことを確認させていただきます。交付決定を受けてから、事業を開始としてください。
・交付決定は、８月上旬を予定しています。調査期間の開始日は令和７(2025)年８月上旬以降としてください。

７　助成金交付対象者の義務

・交付決定日の当該年度の２月下旬頃までに実績報告を提出していただきます。
・実績報告に基づき完了検査を行い、適正とされた場合に助成金を交付します。
・研究開発の内容の変更・中止等、申請の内容どおりの遂行ができない場合は、事前に変更等の承認申請をしていただきます。
・助成金交付にかかる収入支出を明らかにした帳簿を備え、振込書等の証拠書類を添えて、実績報告書を提出した年度の翌年度から５年間保存していただきます。
・助成事業終了後、一定期間、その後の実用化に向けた状況等を報告いただきます。
・本事業について、事業内容の変更等で不適当と認めたときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消す場合があります。
・その他、とちぎグリーン成長産業創出支援事業ＦＳ調査助成金交付要領を遵守していただく必要があります。

応募手続

１　応募方法

所定の書類に必要事項を記入の上、補助資料等（会社案内を含む）を添付して、郵送又は持参により提出してください。

なお、事業計画書の記載方法等については、担当者がアドバイスいたしますので、事前に御相談ください。

【提出書類】

①事業計画書
②補助資料等（会社案内や研究開発内容が分かる資料等がありましたら添付してください。）
③直近２期分の決算書（連携体の場合、全社分の提出をお願い致します。）

提出書類の様式は、県ホームページからダウンロードできます。
ホームページをご覧いただけない場合は下記までお問い合わせください。
※提出された書類等は返却いたしませんので、予めご了承ください。

２　応募の締切

令和７(2025)年６月６日（金）17時【必着】

受付最終日は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

３　申請書の提出及びお問合せ先

〒320-8501
宇都宮市塙田１－１－２０　栃木県本庁舎６階産業政策課内
栃木県産業労働観光部　産業政策課　次世代産業創造室
TEL　０２８－６２３－３２０３　　FAX　０２８－６２３－３１６７
E-mail ： sangyoshinko@pref.tochigi.lg.jp
※応募を検討される方は、事前に御相談ください。